

記載例

(記)名称などは、原則、第3号様式と同じ内容を記載	公共的施設(特定施設)の名称	〇〇病院	(特定施設)の所在地	三重県 〇〇市 〇〇町 〇〇番地
(Q)建築物の整備基準の適用範囲はD-4参照 増築時の整備基準の適用範囲はD-1参照 仮設建築物の整備基準の適用はD-3参照 (マ)整備基準の適用部分は11ページ参照	主要用途	病院	構造・階数	鉄骨造 地上 2階 地下
(記)整備内容が明示されている 図面名称と図面番号を記載	延べ面積	2,650 m ²		
(記)整備内容は最も不利な部分について記載 (仕上材はすべて記載)				
(記)整備基準に対する適合状況について、該当する方に○を記載				
(記)行政庁記載欄につき、記載不要				

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口(直接地上へ通ずる1以上の出入口の構造)	イ 有効幅員90cm以上	1階平面図(A-3) 建具表(A-9)	(有効幅員) 90 cm	○ 適	(記)「戸の形状」と「取っ手の形状」を記載、自動の場合はその旨記載 (図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示 (マ)回転扉のみは不可。戸の前後の空間については12ページハ※参照 取っ手の形状は14ページの図参照
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法) 引分け戸(自動)、前後の床は水平(段差処理) 段差1cm、すりつけ処理	○ 適	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		○ 適		
(2) 駐車場出入口(駐車場へ通ずる1以上の出入口の構造) ※(1)の建物出入口と駐車場出入口が同じ場合は、記入不要	イ 有効幅員90cm以上	1, 2階平面図(A-3, A-4) 建具表(A-9)	(有効幅員) cm	○ 適	(記)段差無い場合は、「段差なし」 段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可 (図)床レベル、段差処理の方法を明示 (Q)和室については、1-4参照
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	○ 適	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	○ 適	
(3) 利用室出入口(利用室の1以上の出入口の構造)	イ 有効幅員80cm以上	1, 2階平面図(A-3, A-4) 建具表(A-9)	(有効幅員) 80 cm	○ 適	(記)利用室(客室、便所含む)の出入口で最も狭い有効幅員を記載し適否を判定 (記)風除室の室内側の戸については廊下の戸(適合表2(3)ハ)に記載 (図)建具表又は平面図に全ての利用室の有効幅員を明示 (Q)有効幅員は、1-1, 2, 3参照
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法) 引き戸(棒状ハンドル)	○ 適	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理) 段差なし	○ 適	
(4) 建物出入口(直接地上へ通ずる主な出入口)	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	2階平面図(A-4)	(講じた措置) ひさし設置	○ 適	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時に傘の利用が困難な方に大変有効なため、設置が望ましい(適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし又は屋根を図示
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(記)同一階での段が該当する (記)階と階をつなぐ段は階段に該当するため、適合表3の階段欄に記入する	仕上表(A-2)、1階平面図(A-3)	(仕上げ材) ビニル床シート 防滑性あり	○ 適	(マ)対象となる廊下等は18ページ、19ページ参照(重要) (Q)便所の通路は2-3,4参照 (記)すべての対象床仕上げを記入 防滑性について見解を記載 (図)すべての仕上げを明示 (図)手すり位置と高さを明示 (マ)手すり高さについては20ページ参照 (マ)禁止の回り段は、22ページロ、23ページ中段の図を参照 (図)立ち上げ、高さを明示 (マ)22ページニ参照 (記)色の明度、色相又は彩度の差が大きいいずれかを記載 つまづきの原因となる段鼻の突き出し等がないことも記載 (図)色の違い、段鼻の形状について明示 (マ)22ページホ、23ページ下段の図参照
			(講じた措置) 高さ80cmの手すり設置	○ 適	
			(講じた措置) 回り段ではない	○ 適	
			(仕上げ材) ビニル床シート 防滑性あり	○ 適	
			(講じた措置) 立ち上げ設置、高さ5cm	○ 適	
			(講じた措置) 色の明度をかえる 端部に突き出し等なし	○ 適	
(2) 段を設ける場合の段の構造(3に定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	仕上表(A-2) 1階平面図(A-3)	(講じた措置) 高さ80cmの手すり設置	○ 適	
ロ 主な階段には、回り段の禁止	○ 適				
ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	○ 適				
ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	○ 適				
ホ 路面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	○ 適				
ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設	○ 適				
(記)原則黄色。ただし、弱視者が認知しやすいよう、床材との明度、色相、彩度、輝度比に配慮したものであれば、基準に適合と判断 紙状でも可であるが、水がかりの場所は滑りやすくなるため注意 (図)点状ブロックの敷設位置、色を明示 (マ)21ページ上段参照 (Q)色、形状については2-1参照					

(記)適合表記載内容の注意点
 (図)図面に明示が必要な事項
 (マ)整備マニュアル参照ページ
 (Q)質疑応答集の参照項

(マ)対象となる廊下等は18ページ、19ページの「確保が必要な経路」参照(重要) 利用室内における「廊下等」の考え方も要確認

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便房を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ以上の廊下等の構造	イ 有効幅員120cm以上	1、2階平面図(A-3、A-4) 建具表(A-9)	(有効幅員) 120 cm	適否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置		(講じた措置) 廊下の末端、50m以内に、直径150cmの円のスペースを設置	適否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造		(有効幅員) 80 cm	適否	
	ニ (イ)有効幅員80cm以上 (ロ)自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法) 両開き戸(レバーハンドル)	適否	
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	イ 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障がい者を誘導できる場合等は、この限りでない。	1階平面図(A-3)	(講じた措置) 出入口が視認できる受付で職員が常時勤務しており、視覚障がい者を誘導する	適否	
	ロ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(傾斜路設置) 傾斜路設置	適否	
	ハ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。		(講じた措置) 水平	適否	
	(マ)整備基準の対象となる傾斜路とは、勾配が1/20(5%)を超えるもの勾配が1/20以下のものは、基準の対象外 17ページ参照				
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所)にあっては、イからトまでに定める構造)	イ 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	1階平面図(A-3)	(有効幅員) 120 cm	適否	
	ロ こう配1/12(高さ16cm以下の場合は、1/8)を超えない構造		(こう配) 1/12	適否	
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置		(高さ) 90 cm (踏幅) 150 cm	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置) 立ち上げ設置 高さ5cm	適否	
	ホ 高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路を除く。)		(講じた措置) 高さ80cmの手すりを設置	適否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材) モルタル刷毛引き 防滑性あり	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造		(講じた措置) 勾配部分と踊り場等で色の明度を変える	適否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。		(講じた措置) 傾斜路の上端に点状ブロックを敷設	適否	
	(イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分				
	(ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分				
(ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分					

(記)手すりを設置した場合は、手すりの内側の寸法
(図)各経路について、建具表又は平面図に有効幅員を明示
(マ)20ページ下段参照
(Q)便所の前室については5-12,13

(図)各経路に車いすが転回できるスペースを明示(3)イが150cm以上の場合は明示不要
(マ)21ページ上段参照
(Q)廊下の延長が50m未満でも廊下の末端には必要。2-7参照

(図)各経路について、建具表又は平面図に廊下等に設けたすべての戸の有効幅員を明示
(Q)有効幅員は、1-1, 2, 3参照

(記)「戸の形状」と「取っ手の形状」を記載、自動の場合はその旨記載
(図)各経路について建具表又は平面図に戸の形状等を明示
(マ)戸の前後の空間については12ページハ※参照
取っ手の形状は14ページの図参照

(記)(5)の基準に適合する傾斜路を設置する場合に適となる
(図)各経路で、傾斜路、特殊構造昇降機を設置する場合は明示

(記)エレベーター、特殊構造昇降機がない場合でも、建物及び利用室の出入口について記載必要
(マ)戸の前後の空間については12ページハ※参照

(マ)情報提供を行う場所や、ただし書き適用は、17ページ参照
なお、インターホン設置の場合は、設置位置を認識できるように、点状ブロックを敷設すること

(記)手すりを設置した場合は、手すりの内側の寸法
(図)有効幅員を明示
(マ)21ページ下段参照
(Q)段併設については2-9参照

(図)勾配を明示。

(記)高さが75cm以下の場合には、その高さを記載(踊り場不要につき、踏幅は記入不要)。
(図)高さ、踏幅(奥行き)を明示
(Q)始点終点の平場については2-8参照

(図)立ち上げ、高さを明示
(マ)17ページ(5)ニ参照
(Q)2-10参照

(図)手すりの位置、高さを明示

(記)すべての対象床仕上げを記入
防滑性について見解を記載
(図)仕上げを明示

(図)色について明示
(マ)18ページト参照

(記)原則黄色。ただし、弱視者が認知しやすいよう、床材との明度、色相、彩度、輝度比に配慮したものであれば、基準に適合と判断。紙状でも可であるが、水がかりの場所は滑りやすくなるため注意
(図)点状ブロックの敷設位置、色を明示
(マ)21ページ中、下段参照
(Q)色、形状については2-1参照

(記)適合表記載内容の注意点
(図)図面に明示が必要な事項
(マ)整備マニュアル参照ページ
(Q)質疑応答集の参照項

(Q)階段の定義は3-1参照
 (Q)階段の幅の基準はない。3-2参照
 (マ)基準対象外の部分については
 11ページ箇条書き参照

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
3 階段 (教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において、イからホまでに定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	仕上表(A-2) 1、2階平面図(A-3、A-4)	(講じた措置) 高さ80cmの手すり設置	○ 否	(図)高さを明示した手すりを明示 (マ)禁止の回り段は、22ページロ、23ページ中段の図を参照
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置) 折り返し階段	○ 否	(記)すべての対象床仕上げを記入 防滑性について見解を記載 (図)すべての仕上げを明示
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材) ビニル床シート 防滑性あり	○ 否	(図)立ち上げ、高さを明示 (マ)22ページニ参照
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置) 立ち上げ設置、高さ5cm	○ 否	(記)色の明度、色相又は彩度の差が大きいいずれかを記載 (記)つまづきの原因となる段鼻の突き出し等がないことも記載 (図)色の違い、段鼻の形状について明示 (マ)22ページホ、23ページ下段の図参照
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置) 色の明度をかえる端部に突き出し等なし	○ 否	(図)点状ブロックを明示。 (マ)23ページ上段の図参照
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。		(講じた措置) 廊下、踊り場の上端に点状ブロックを敷設	○ 否	(図)ただし書により、敷設対象外となる踊り場は、手すりの連続がわかるよう明示 (記)整備基準に適合する基数を記載 (マ)基準対象外の部分は11ページ箇条書き参照 (Q)D-5参照
4 昇降機(エレベーター)		1、2階平面図(A-3、A-4)	(設置数)	○ 否	
(1) 2以上の階を有し、用途面積2,000㎡以上の公共施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターの設置		エレベーター詳細図(E-1)	(位置) エントランスホールに設置	○ 否	(マ)主要となる動線上のわかりやすい位置に設置。 24ページ(2)参照
(2) (1)に規定するエレベーターの構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、ロ及びニからワまでに定める構造)	イ かがの幅140cm以上		(有効寸法) 140 cm	○ 否	(図)かがの寸法を明示
	ロ かがの奥行き135cm以上		(有効寸法) 135 cm	○ 否	
	ハ かがは車いすの転回に支障のない形状		(講じた措置) 長方形	○ 否	
	ニ かが内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		(講じた措置) インジケータ設置	○ 否	(図)装置の設置を明示 (マ)24ページニ、ホ参照
	ホ 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置の設置		(講じた措置) インジケータ設置	○ 否	(図)装置の設置を明示 (マ)25ページハ参照
	ヘ かが内に到着階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		(講じた措置) 音声案内装置設置	○ 否	(図)出入口の有効幅員を明示
	ト かが及び昇降路の出入口の有効幅員80cm以上		(有効寸法) 80 cm	○ 否	(図)制御装置の高さを明示 (マ)26ページの図参照
	チ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		(高さ) 100 cm	○ 否	(図)表示方法を明示 (Q)4-1参照
	リ かが内及び乗降ロビーの制御装置(チを除く。)は、視覚障がい者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)		(表示方法) 点字表示	○ 否	(図)乗降ロビーの寸法を明示。 (マ)25ページヌ参照
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行き寸法は、それぞれ150cm以上		(幅) 150 cm (奥行き) 150 cm	○ 否	(図)手すりを明示 (マ)27ページの図参照 手すりの高さは、75~85cm程度
	ル かが内の側面に手すりの設置		(講じた措置) 手すり設置	○ 否	(図)鏡の位置、設置高さを明示 (マ)27ページの図参照 (Q)鏡の形状については4-2参照
	ヲ かが内にかが及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置		(形状) 平面鏡 (下端の高さ) 40 cm	○ 否	(記)平面鏡の場合の高さは、 下端40cm、上端150cm程度
	ワ かが内又は乗降ロビーにかがの昇降方向を音声で知らせる装置の設置		(講じた措置) 音声案内装置設置	○ 否	(図)装置の設置を明示 (マ)25ページワ参照

(記)適合表記載内容の注意点
 (図)図面に明示が必要な事項
 (マ)整備マニュアル参照ページ
 (Q)質疑応答集の参照項

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
5 便 所					
(1) 多機能便房 (用途面積300㎡未満の公共施設(公衆便所を除く。))は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。)	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置 イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを120cm以上とし、便器の前方に140cm以上の距離を確保 (ただし、便房の奥行きが150cm以上の場合は便器の前方の距離は120cm以上とすることができる。) イー2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置(設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ヘ)非常通報装置 (フ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー ロー1 出入口の有効幅員80cm以上(コンパクトタイプを除く) (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員80cm以上 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、出入口の有効幅員90cm以上 ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止 ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造 ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示 ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	1階平面図(A-3)、便所詳細平面図、展開図(A-5) 建具表(A-9)	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否 2	(マ)多くの図で解説しています 30ページから35ページ参照 (Q)多くのQ&Aがあります 5便所を参照 (記)整備基準に適合する多機能便房数を記載 (Q)設置の要否、設置位置については、5-1,2,3を参照 (図)内接する直径150cm以上の円、その寸法を明示 (マ)31~34ページ図参照 (Q)5-16参照 (記)用途面積300㎡未満の公共施設(公衆便所を除く)は、コンパクトタイプとすることができる (マ)34ページの図参照 (記)イー1全て設置で適となります (図)設置する設備を明示 (マ)設備の設置位置は、31ページ、35ページの図を参照 (Q)洗浄装置の形状については5-9参照 手すりについては5-10参照 非常通報装置の通知方法については、5-17参照 コンパクトタイプの場合については、5-14, 15参照 (図)建具表又は平面図に出入口の有効幅員を明示 (Q)前室空間については5-13参照 (記)段差無い場合は、「段差なし」 (記)段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可 (図)床レベル、段差処理の方法を明示 (記)開き戸、引き戸等の戸の形状と取っ手の形状を記載、自動の場合はその旨記載 (図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示 (記)便所の出入口付近に、備えられた設備、機能を示したピクトサインを設置する 多機能便房の出入口付近にも設置が望ましい (図)表示方法及び表示位置を明示 (マ)30ページから33ページ、35ページ参照 (記)洗面器の高さは、上端75cm程度、下部空間60~65cm程度 (図)洗面器の設置寸法を明示 (Q)洗面器については5-7、5-15参照 (記)整備基準に適合する一般便所数を記載 (記)1つの便房で1つの便所となる場合はその便房に設置が必要 (図)手すり付き便房を明示 (Q)設置が必要な便所については、5-4、5-6参照
			(十分な空間) 内接する円の直径 150 cm	適否	
			便器の前方 120 cm	適否	
			(コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方	適否	
			(ロ)の場合 便房の奥行き	適否	
			便器の前方	適否	
			cm	適否	
			cm	適否	
			cm	適否	
			(設置設備) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)、(リ)	適否	
(有効幅員) 80 cm	適否				
(コンパクトタイプの場合) (イ)の場合	適否				
(ロ)の場合	適否				
(段差処理) 段差なし	適否				
(開閉方法) 引き込み戸(棒状ハンドル)	適否				
(表示方法) ピクトサインによる表示	適否				
(高さ) 75 cm	適否				
(下部空間の寸法) 65 cm	適否				
(設置数) 男子用 女子用	適否 2 2				

(記)適合表記載内容の注意点
 (図)図面に明示が必要な事項
 (マ)整備マニュアル参照ページ
 (Q)質疑応答集の参照項

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定	
(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	1、2階平面図(A-3、A-4) 便所詳細平面図、展開図(A-5)	(設置数) 1 (便器形式) 両側手すり付きの壁掛式(受け口の高さ35cm以下)	適 否		(記)整備基準に適合する小便器数を記載 (記)幼児用は基準対象外(Q)5-5参照 (図)両側手すりを明示 床置き若しくは壁掛式(受け口高さ35cm以下)であることを明示 (マ)35ページの図参照
	(4) 便所内の洗面器の構造		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。 ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造) カウンター埋込み式 (構造) レバー式	適 否 適 否	(記)整備基準に適合する洗面器の設置が必要で、設置がない場合は否となる (図)洗面器の構造(カウンター埋込み式又は手すり設置)を明示 (マ)29ページ参照 (Q)5-7参照 (図)レバー式、光感知式等の水栓器具の種類を明示
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(用途面積2,000㎡以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所)	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	1階平面図(A-3) 便所詳細平面図、展開図(A-5)	(設置数) 1	適 否		(記)整備基準に適合する乳幼児いす、乳幼児ベッド等が設置されている便所の数を記載 (記)不特定多数の人が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する居室がある場合は、その階に設置することが望ましい
	イ 乳幼児いす等のある便房を1以上設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能 1	適 否		(記)乳幼児いす等を設置した数を記載 (図)乳幼児いす等を明示
	ロ 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用 多機能 1	適 否		(記)乳幼児ベッド等を設置した数を記載 (図)乳幼児ベッド等を明示
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示		(表示方法) ピクトサインによる表示	適 否		(記)便房と便所の両方の出入口付近に、備えられた設備、機能を示したピクトサインを設置する (図)表示方法及び表示位置を明示 (マ)30ページから33ページ、35ページ参照
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校(後期課程に限る。)は、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	1階平面図(A-3) 便所詳細平面図、展開図(A-5)	(設置数) 男子用 女子用 多機能 1	適 否		(記)オストメイト対応の設備がある便房数を記載 (Q)便器と兼用型については、5-18参照
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設置		(設置設備) 汚物流し設置	適 否		(図)汚物流しを明示
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示		(表示方法) ピクトサインによる表示	適 否		(記)便房と便所の両方の出入口付近に、備えられた設備、機能を示したピクトサインを設置する (図)表示方法及び表示位置を明示 (マ)30ページから33ページ、35ページ参照
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (フ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台		(設置設備等) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)			(記)設置が望ましい基準であるが、オストメイトの人や便所利用に介助が必要な人に配慮して可能な限り設置(適否の記入は不要)。 (図)設置する設備を明示

(記)適合表記載内容の注意点
(図)図面に明示が必要な事項
(マ)整備マニュアル参照ページ
(Q)質疑応答集の参照項

(記)不特定多数の人が利用する又は主として障がい者、高齢者等が利用する敷地内通路が複数ある場合、(1)、(2)、(3)、(6)の規定については、原則として、すべての当該敷地内通路が対象となる。
 (記)(4)、(5)の規定については、1以上の敷地内通路の適合が必要。

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定					
6 敷地内の通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	配置図(A-1) 外構図(A-11)	(仕上げ材) 磁器質タイル 防滑性あり (講じた措置)	適否	(記)すべての対象床仕上げを記載 防滑性について見解を記載 (Q)滑りにくい仕上げについては 6-6参照(重要) (図)すべての仕上げを明示					
(2) 段を設ける場合の 段の構造 (3のイから ホまでに定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置		高さ80cmの手すり設置 (講じた措置)	適否	(図)高さを明示した手すりを明示					
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		直階段 (講じた措置)	適否	(マ)禁止の回り段は、22ページロ、 23ページ中段の図を参照					
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材) 磁器質タイル 防滑性あり (講じた措置)	適否	(図)立ち上げ、高さを明示 (マ)22ページニ参照					
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		立ち上げ設置、高さ5cm (講じた措置)	適否	(記)色の明度、色相又は彩度の差が 大きいいずれかを記載 (記)つまづきの原因となる段鼻の 突き出し等がないことも記載 (図)色の違い、段鼻の形状について 明示 (マ)22ページホ、23ページ下段の 図参照					
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が 落ち込まない溝ふたの設置			(講じた措置) 細目グレーチング設置 (有効幅員)	適否	(記)開口部分が小さなものや間隔 等が狭い溝ふたを設置。 (図)講じた措置を明示。					
	(4)-1 建物出入口から 道等に至る1以上の敷 地内の通路		イ 有効幅員120cm以上	120 cm	適否	(記)手すりを設置した場合は、 手すりの内側の寸法 (図)経路、路面レベル、有効幅員を 明示 (Q)6-7参照				
(マ)36ページ(4)参照 ただし書きの地形の 特殊性により著しく 困難な場合に該当す るかは事前に協議す ること (Q)D-2参照	ロ 車いすが転回できる部分を50m以内ご とに設置		(記)敷地進入口に設置する門扉 を含め、敷地内通路上に戸 を設置する場合に記載	(講じた措置) 50m以内に、直径 150cmの円のス ペースを設置	適否	(記)手すりを設置した場合は、 手すりの内側の寸法 (図)経路、路面レベル、有効幅員を 明示 (Q)6-7参照				
			ハ 戸を設ける場合の戸の構造	(有効幅員)	80 cm	適否	(記)車いすが転回できるスペースは、 直径150cm以上の円や 140cm×170cm以上の スペース (図)転回スペースを明示((4)-1 が150cm以上の場合は明記 不要)			
			(イ) 有効幅員80cm以上	(開閉方法) 両開き戸(レバーハ ンドル)	適否	(図)配置図又は外構図に戸の有効 幅員を明示 (Q)有効幅員は、1-1,2,3参照				
		(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円 滑に開閉して通過できる構造	(講じた措置) 傾斜路設置 (有効幅員)	120 cm	適否	(記)「戸の形状」と「取っ手の形状」を 記載、自動の場合はその旨記載 (図)建具表又は平面図に戸の形状 等を明示 (マ)戸の前後の空間については 12ページハ※参照 取っ手の形状は 14ページの図参照				
(4)-2 建物出入口から 車いす使用者用駐車区 画に至る1以上の敷地 内の通路	イ 有効幅員120cm以上	ロ 車いすが転回できる部分を50m以内ご とに設置	(講じた措置) 50m以内に、直径 150cmの円のス ペースを設置	適否	(記)「戸の形状」と「取っ手の形状」を 記載、自動の場合はその旨記載 (図)建具表又は平面図に戸の形状 等を明示 (マ)戸の前後の空間については 12ページハ※参照 取っ手の形状は 14ページの図参照					
						ハ 戸を設ける場合の戸の構造	(有効幅員)	80 cm	適否	(記)(6)の基準に適合傾斜路を設 置する場合に適となる (図)傾斜路、特殊構造昇降機を設 置する場合は明示
						(イ) 有効幅員80cm以上	(開閉方法) 両開き戸(レバーハ ンドル)	適否	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時 に傘の利用が困難な方に大変 有効なため、設置が望ましい (適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし 又は屋根を図示	
						(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円 滑に開閉して通過できる構造	(講じた措置) 傾斜路設置 (有効幅員)	適否	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時 に傘の利用が困難な方に大変 有効なため、設置が望ましい (適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし 又は屋根を図示	
(4)-1が適用除外 の場合であっても (4)-2の通路は除 外されない	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及び その踊り場又は特殊構造昇降機の設置	ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なく するひさし又は屋根の設置	(講じた措置) 傾斜路設置 (有効幅員)	適否	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時 に傘の利用が困難な方に大変 有効なため、設置が望ましい (適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし 又は屋根を図示					
						ハ 必要に応じて、降雨等の影響を少なく するひさし又は屋根の設置	(講じた措置) 傾斜路設置 (有効幅員)	適否	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時 に傘の利用が困難な方に大変 有効なため、設置が望ましい (適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし 又は屋根を図示	
						ニ 必要に応じて、降雨等の影響を少なく するひさし又は屋根の設置	(講じた措置) 傾斜路設置 (有効幅員)	適否	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時 に傘の利用が困難な方に大変 有効なため、設置が望ましい (適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし 又は屋根を図示	
						ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なく するひさし又は屋根の設置	(講じた措置) 傾斜路設置 (有効幅員)	適否	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時 に傘の利用が困難な方に大変 有効なため、設置が望ましい (適否の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし 又は屋根を図示	
(5) 建物出入口から道 等に至る1以上の敷地 内の通路 (共同住宅 等、事務所、工場及び 自動車販売施設等の自 動車関連施設を除く。)	イ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設には、 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声 により視覚障がい者を誘導する装置等の設置	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上 端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に 点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部 分は、この限りでない。 (イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接 する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下 の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及 び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手す りが設けられた踊り場の部分	視覚障がい者誘導 用ブロックを敷設 (講じた措置) 車路に接する部分、 傾斜路の上端に点 状ブロック等の敷設	適否	(図)誘導用ブロック又は音声誘導装 置の設置を明示 (Q)6-2,7参照					
						(イ) 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設には、 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声 により視覚障がい者を誘導する装置等の設置	(講じた措置) 車路に接する部分、 傾斜路の上端に点 状ブロック等の敷設	適否	(図)誘導用ブロック又は音声誘導装 置の設置を明示 (Q)6-2,7参照	
						ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上 端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に 点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部 分は、この限りでない。 (イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接 する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下 の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及 び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手す りが設けられた踊り場の部分	(講じた措置) 車路に接する部分、 傾斜路の上端に点 状ブロック等の敷設	適否	(図)点状ブロックを明示 (マ)ただし書きの(イ)から(ロ)を満 たしても、車路に接する部分への 点状ブロックの敷設は必要 (Q)車路と接する部分については 6-4,7参照	
						ハ 必要に応じて、降雨等の影響を少なく するひさし又は屋根の設置	(講じた措置) 車路に接する部分、 傾斜路の上端に点 状ブロック等の敷設	適否	(図)点状ブロックを明示 (マ)ただし書きの(イ)から(ロ)を満 たしても、車路に接する部分への 点状ブロックの敷設は必要 (Q)車路と接する部分については 6-4,7参照	

(記)適合表記載内容の注意点
 (図)図面に明示が必要な事項
 (マ)整備マニュアル参照ページ
 (Q)質疑応答集の参照項

(Q)整備基準の対象となる傾斜路とは、勾配が1/20(5%)を超えるもの勾配1/20以下は基準の対象外 6-5参照

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定	
(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造	配置図(A-1) スロープ詳細図(A-6)	(有効幅員)	120 cm	適否	(記)手すりを設置した場合は、手すりの内側の寸法 (図)経路、有効幅員を明示 (マ)21ページ下段参照
	(イ) 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)		(勾配)	1/15	適否	(記)屋外の傾斜路は、雨天等を考慮し勾配を1/15以下とすることが望ましい (図)勾配を明示
	(ロ) こう配1/12(高さ16cm以下の場合は、1/8)を超えない構造		(高さ)	80 cm	適否	(記)高さが75cm以下の場合は、その高さを記載(踊り場不要につき、踏幅記入不要) (図)高さ、踏幅を明示
	(ハ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置		(踏幅)	150 cm	適否	(図)立ち上げ、高さを明示 (マ)17ページ(5)ニ参照
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置)	立ち上げ設置、高さ5cm (仕上げ材)	適否	(記)すべての対象仕上げを記載 防滑性について見解を記載 (Q)滑りにくい仕上げについては6-6参照(重要) (図)すべての仕上げを明示
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(講じた措置)	高さ80cmの手すりを設置	適否	(図)手すりの位置、高さを明示
	ロ 高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。)		(講じた措置)	勾配部分と踊り場等で色の明度を変える	適否	(マ)37ページハ参照 (図)色について明示
	ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造					
7 駐 車 場						
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	公共的施設に三十台未満の 又は二十台以上の 公共的施設を併設する 場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数)	適否	(記)整備基準に適合する車いす使用者用駐車区画の設置数を記載 (Q)共同住宅の区画については7-4参照 (マ)機械式自動車車庫の内部は基準対象外(外部は対象) 11ページ箇条書き参照 (マ)区画の設置位置、区画から出入口までの経路については、38ページイ参照 (Q)7-2,3 も参照 (図)区画幅員を明示 (図)仕上げ等を明示 (Q)7-5参照 (図)標示方法、位置、高さを明示 (Q)標示の方法、固定方法については、7-1,6参照 (マ)立て看板の設置例は39ページのA図参照 (図)標示方法、位置、高さを明示 (マ)立て看板の設置例は39ページのB図参照 (記)ひさしや屋根の設置は、雨天時に傘の利用が困難な方に大変有効なため、設置が望ましい(適合の記入は不要) (図)設置する場合は、図面にひさし又は屋根を図示	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否		・該当しない項目は斜線を引く。
		ロ 区画幅員350cm以上	(1区画幅員)	cm		適否
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否		
		配置図(A-1) 外構図(A-11)	(設置数)	3 区画		適否
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	出入口に一番近い位置に設置		適否
		ロ 区画幅員350cm以上	(1区画幅員)	350 cm		適否
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	平坦、アスファルト舗装		適否
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法)	立て看板設置		適否
		ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置	(高さ)	150 cm		適否
ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(標示方法)	立て看板設置	適否			
	(高さ)	150 cm	適否			
	(講じた措置)	屋根設置	適否			

(記)適合表記載内容の注意点
 (図)図面に明示が必要な事項
 (マ)整備マニュアル参照ページ
 (Q)質疑応答集の参照項

(記)6(4)-2とは異なる出入口から異なる車いす使用者用駐車区画への経路がある場合
 公共の用に供する自動車車庫で車庫の内部通路がある場合(立体駐車場など)
 駐車場の敷地内に利用室等がない場合(整備マニュアル18ページの経路5)
 などで記載が必要
 6(4)-2の経路を記載済みで、他に経路がない場合は、この(2)欄は記入不要で、その場合は斜線を引く

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	配置図(A-1) 建具表(A-9)	(仕上げ材) アスファルト舗装 防滑性あり	○	(記)防滑性について見解を記載 (Q)滑りにくい仕上げについては6-6参照(重要) (図)仕上げを明示
	ロ 段を設ける場合の段の構造				(図)手すりの位置、高さを明示
	(イ) 高さ80cm程度の手すりの設置		(講じた措置) 高さ80cmの手すり設置	○	(マ)禁止の回り段は、22ページロ、23ページ中段の図を参照 (図)立ち上げを明示 (マ)22ページニ参照
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置) 直階段	○	(記)色の明度、色相又は彩度の差が大きいずれかを記載 (記)つまづきの原因となる段鼻の突き出し等がないことも記載 (図)色の違い、段鼻の形状について明示 (マ)22ページホ、23ページ下段の図参照
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材) モルタル刷毛引き 防滑性あり	○	(記)開口部分が小さなものや間隔等が狭い溝ふたを設置。 (図)講じた措置を明示。
	(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置) 立ち上げ設置、高さ5cm	○	(記)手すりを設置した場合は、手すりの内側の寸法 (図)経路、路面レベル、有効幅員を明示
	(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置) 色の明度をかえる端部に突き出し等なし	○	(記)車いすが転回できるスペースは、直径150cm以上の円や140cm×170cm以上のスペース (図)転回スペースを明示((2)ホが150cm以上の場合は明示不要)
	ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置		(講じた措置) 細目グレーチング設置	○	(図)建具表又は配置図に戸の有効幅員を明示 (Q)有効幅員は、1-1,2,3参照
	ニ 有効幅員120cm以上		(有効幅員) 120 cm	○	(記)「戸の形状」と「取っ手の形状」を記載、自動の場合はその旨記載 (図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示 (マ)戸の前後の空間については12ページハ※参照 取っ手の形状は14ページの図参照
	ホ 車いすが転回できる部分を50m以内ごとに設置		(講じた措置) 50m以内に、直径150cmの円のスペースを設置	○	(記)(チ)の基準に適合する傾斜路を設置する場合に適となる (図)傾斜路、特殊構造昇降機を設置する場合は明示
	ヘ 戸を設ける場合の戸の構造				(記)手すりを設置した場合は、手すりの内側の寸法 (図)経路、有効幅員を明示 (マ)21ページ下段参照
	(イ) 有効幅員80cm以上		(有効幅員) 80 cm	○	(記)屋外の傾斜路は、雨天等を考慮し勾配を1/15以下とすることが望ましい (図)勾配を明示
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法) 両開き戸(レバーハンドル)	○	(記)高さが75cm以下の場合は、その高さを記載(踊り場不要につき、踏幅記入不要) (図)高さ、踏幅を明示
	ト 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置) 傾斜路設置	○	(図)立ち上げ、高さを明示 (マ)17ページ(5)ニ参照
	チ 傾斜路及びその踊り場の構造				(記)防滑性について見解を記載 (Q)滑りにくい仕上げについては6-6参照(重要) (図)仕上げを明示
	(イ) 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)		(有効幅員) 120 cm	○	(図)手すりの位置、高さを明示
	(ロ) こう配1/12(高さ16cm以下の場合には1/8)を超えない構造		(勾配) 1/15	○	(図)色について明示 (マ)37ページハ参照
	(ハ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置		(高さ) 80 cm (踏幅) 150 cm	○	(記)ひさしや屋根の設置は、雨天時に傘の利用が困難な方に大変有効なため、設置が望ましい(適否に関係はしない) (図)設置する場合は、図面にひさし又は屋根を図示
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置		(講じた措置) 立ち上げ設置 高さ5cm	○	
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材) モルタル刷毛引き 防滑性あり	○	
(ハ) 高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置) 高さ80cmの手すりを設置	○			
(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置) 勾配部分と踊り場等で色の明度を変える	○			
リ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置) 屋根設置	○			

(記)適合表記載内容の注意点
 (図)図面に明示が必要な事項
 (マ)整備マニュアル参照ページ
 (Q)質疑応答集の参照項

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
8 浴室 用途面積1,000㎡以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場	浴室を設ける場合は、1以上(男女用の別があるときは、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造	1階平面図(A-3) 建具表(A-9)	(設置数) 男子用 1 女子用 1	○	
	イ 脱衣室及び浴室の出入口		(有効幅員) 80 cm	○	
	(イ) 有効幅員80cm以上		(開閉方法) 引き戸(棒状ハンドル)	○	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(段差処理) 段差なし	○	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(仕上げ材) ビニル床シート 防滑性あり	○	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(講じた措置) 手すり設置	○	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(設置数)10か所 (型式)レバー式	○	
9 更衣室又はシャワー室 用途面積1,000㎡以上の体育施設	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上(男女用の別があるときは、それぞれ1以上)の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造	1階平面図(A-3) 建具表(A-9)	(設置数) シャワー室 男子用 1 女子用 1	○	
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口		(有効幅員) 80 cm	○	
	(イ) 有効幅員80cm以上		(開閉方法) 引き戸(棒状ハンドル)	○	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(段差処理) 段差なし	○	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(仕上げ材) ビニル床シート 防滑性あり	○	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(講じた措置) 手すり設置	○	
	ハ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(設置数)6か所 (型式)レバー式	○	
10 客室 50室以上の客室を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設置	1、2階平面図(A-3、A-4) 客室平面詳細図(A-7) 建具表(A-9)	(設置数) 2 室	○	
	イ 客室の出入口		(有効幅員) 80 cm	○	
	(イ) 有効幅員80cm以上		(開閉方法) 開き戸(レバーハンドル)	○	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(段差処理) 段差なし	○	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(十分な空間) 内接する円の直径	○	
	ロ 室内の便所の構造		便器の前方	○	
	(イ)車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置(設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー		(設置設備) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨	○	

(記)開き戸、引き戸等の戸の形状と取っ手の形状を記載、自動の場合はその旨記載
(マ)開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転換できるスペースを設置。40ページイ(ロ)参照
(図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示

(記)脱衣室、浴室で最も狭い有効幅員を記載し、適否を判定
(図)建具表又は平面図に全ての利用室の有効幅員を明示
(Q)有効幅員は1-1,2,3参照

(記)整備基準に適合する浴室の設置数を記載
男女用の区分がある場合は、区分別に設置数を記載

(記)段差無い場合は、「段差なし」
(記)段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可
(図)床レベル、段差処理の方法を明示

(記)防滑性について記載。
(図)仕上げ材を明示。
(マ)仕上げ材の注意点は40ページロ参照

(図)手すりの設置位置を明示
(マ)設置箇所については40ページハ参照

(図)容易に操作できる水栓器具であることがわかるように明示
(マ)設置上の配慮については40ページニ参照

(記)整備基準に適合する更衣室、シャワー室の設置数を記載
男女用の区分がある場合は、区分別に設置数を記載

(記)更衣室、シャワー室で最も狭い有効幅員を記載し、適否を判定
(図)建具表又は平面図に全ての利用室の有効幅員を明示
(Q)有効幅員は1-1,2,3参照

(記)開き戸、引き戸等の戸の形状と取っ手の形状を記載、自動の場合はその旨記載
(マ)開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転換できるスペースを設置。42ページイ(ロ)参照
(図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示

(記)段差無い場合は、「段差なし」
(記)段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可
(図)床レベル、段差処理の方法を明示

(記)防滑性について記載
(図)仕上げ材を明示
(マ)仕上げ材の注意点は42ページロ参照

(図)手すりをの位置を明示
(マ)設置箇所は42ページハ、43ページの図を参照

(図)容易に操作できる水栓器具であることがわかるように明示
(マ)設置上の配慮については42ページニ参照

(図)建具表又は平面図に全ての利用室の有効幅員を明示
(Q)有効幅員は、1-1,2,3参照

(記)開き戸、引き戸等の戸の形状と取っ手の形状を記載、自動の場合はその旨記載
(マ)引き戸が望ましいが、構造上設置できない場合は、開き戸とし、戸の前後に車いす使用者が転回できるスペースを設置
44ページイ(ロ)参照
(図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示

(記)段差無い場合は、「段差なし」
(記)段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可
(図)床レベル、段差処理の方法を明示

(図)内接する直径150cm以上の円、その他寸法を明示

(図)設置する設備を明示
(マ)設備の設置位置は、31ページ、35ページの図を参照
(Q)洗浄装置の形状については5-9参照
非常通報装置の通知方法については、5-17参照

(記)適合表記載内容の注意点
(図)図面に明示が必要な事項
(マ)整備マニュアル参照ページ
(Q)質疑応答集の参照項

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
	(a) 出入口の有効幅員80cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	客室平面詳細図(A-7) 建具表(A-9)	(有効幅員) 80 cm	適否	<p>(図)建具表又は平面図に全ての利用室の有効幅員を明示 (Q)有効幅員は、1-1,2,3参照</p> <p>(記)段差無い場合は、「段差なし」(記)段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可 (図)床レベル、段差処理の方法を明示</p> <p>(記)開き戸、引き戸等の戸の形状と取っ手の形状を記載、自動の場合はその旨記載 (図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示</p> <p>(図)建具表又は平面図に全ての利用室の有効幅員を明示 (Q)有効幅員は、1-1,2,3参照</p> <p>(記)開き戸、引き戸等の戸の形状と取っ手の形状を記載、自動の場合はその旨記載 (マ)開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転換できるスペースを設置40ページイ(ロ)参照 (図)建具表又は平面図に戸の形状等を明示</p> <p>(記)段差無い場合は、「段差なし」(記)段差が1~2cm程度で、すりつけ処理された場合は可 (図)床レベル、段差処理の方法を明示</p> <p>(記)防滑性について記載。 (図)仕上げ材を明示。 (マ)仕上げ材の注意点は40ページロ参照</p> <p>(図)手すりの設置位置を明示 (マ)設置箇所については40ページハ参照</p> <p>(図)容易に操作できる水栓器具であることがわかるように明示 (マ)設置上の配慮については40ページニ参照</p> <p>(記)面積の基準はないが、車いす使用者が円滑に利用できるように通路幅や回転スペースを確保した室空間とする</p> <p>(記)視覚又は振動による伝達装置(光、文字表示など)を設置。</p> <p>(記)出入口は、ベビーカーごと入ることができるように配慮 (マ)設置上の配慮は46ページ、47ページ参照</p> <p>(図)設置する設備を明示</p> <p>(記)整備基準に適合する観覧席等(イ)、(ロ)の合計を記載</p> <p>(記)400席を超えるときは、2席に席数200席(200席に満たない場合は200席とする)ごとに1席を加えた席数以上(その席数が10席を超える場合は10席) 例)750席の場合 →400席+200席+150席 ↓ ↓ ↓ 2席 1席 1席 →4席以上必要</p> <p>(図)適合する席の位置、寸法を明示</p> <p>(図)経路、有効幅員、傾斜路、床レベル明示 (マ)通路の確保、傾斜路や昇降機などの設置については48ページハ、49ページ参照</p>
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法) 引き戸(棒状ハンドル)	適否	
	ハ 室内の浴室の構造		(講じた措置) 非常通報装置設置	適否	
	(イ) 非常通報装置の設置		(有効幅員) 80 cm	適否	
	(a) 8に定める構造		(開閉方法) 引き戸(棒状ハンドル)	適否	
	① 脱衣室及び浴室の出入口		(段差処理) 段差なし	適否	
	有効幅員80cm以上		(仕上げ材) ビニル床シート 防滑性あり	適否	
	戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(講じた措置) 手すり設置	適否	
	車いす使用者に支障となる段の禁止		(設置数)2か所 (型式)レバー式	適否	
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(室内面積) 40 m ²	適否	
	③ 障がい者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(設置数) 1 (型式)音声付きフラッシュライト	適否	
	④ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置場所) 1階トイレ横	適否	
	ニ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保		(設置設備) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)	適否	
	ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置				
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置(設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台(ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示	1階平面図(A-3) 授乳室詳細図(A-8)			
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置 (イ) 観覧席等が100席以上400席以下の場合(2席以上) (ロ) 観覧席等が400席を超える場合(2席以上10席) ロ 幅85cm以上、奥行き120cm以上(1席当たり) ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置 ニ 車いす使用者が円滑に到達できる1以上の経路の確保 (イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路 (ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路	1,2階平面図(A-3、A-4)	(設置数) 4席 (設置数) 席 (設置数) 4席 (幅) 85 cm (奥行き) 120 cm (講じた措置) 正面に腰壁、側面に手すりを設置 (講じた措置) 有効幅120cm傾斜路設置 (講じた措置) 有効幅120cm傾斜路設置	適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否	

(記)適合表記載内容の注意点
(図)図面に明示が必要な事項
(マ)整備マニュアル参照ページ
(Q)質疑応答集の参照項

整備部分・整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定
13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)	(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置	1階平面図(A-3)	(設置箇所) 事務室前の受付部分	○ 適	
	イ カウンター等の高さ		(高さ) 70 cm	○ 適	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65cm程度、奥行き45cm程度)		(床面からの高さ) 65 cm	○ 適	
			(奥行き) 45 cm	○ 適	
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造		(設置箇所) 出口に一番近い位置	○ 適	
	イ 有効幅員80cm以上		(有効幅員) 120 cm	○ 適	
ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置) 段差なし、水平、防滑	○ 適			
14 改札口 入場券等の検査又は取集めを行う場所	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造	1階平面図(A-3)	(設置数) 2	○ 適	
	イ 有効幅員80cm以上		(有効幅員) 90 cm	○ 適	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造		(講じた措置) 段差なし、水平、防滑	○ 適	
	ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設		(講じた措置) 視覚障がい者誘導ブロック敷設	○ 適	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	1階平面図(A-3)	(講じた措置) 音声装置と点滅装置を設置	○ 適	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止		(講じた措置) 段差なし	○ 適	
	(3) 防火戸に付帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造		(講じた措置) またぐ必要のない構造	○ 適	
16 案内板 (記)施設全体を配置図や平面図で表し、位置関係を案内したものか対象(階ごとの簡易な案内や文字のみの案内は対象外) (記)設置がない場合は、対象外のため斜線を引く	案内板を設ける場合は、次に定める構造	1階平面図(A-3)、案内板詳細図(A-10)	(設置場所) 玄関ホール	○ 適	
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮		(講じた措置) 案内板の中心高さ135cm、文字は角ゴシック体、明度差を大きく	○ 適	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障がい者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自		(講じた措置) 音声案内装置を設置	○ 適	
	ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示		(講じた措置) 多機能便房、エレベーター、車いす使用者用駐車区画の位置を表示	○ 適	
			(講じた措置) 案内用図記号で表示	○ 適	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示			○ 適	

- (記)整備基準に適合するカウンターを記載
- (図)カウンターを明示
- (Q)主に書類への記入等で使用するカウンターを想定
13-1,2参照
- (図)各寸法を明示
- (マ)各寸法は
50ページの図を参照
- (記)整備基準に適合するレジカウンターを記載
- (図)レジカウンターを明示。
- (図)有効幅員を明示
- (マ)51ページ 下段の図参照
- (Q)13-2参照
- (記)段差がなく、水平であること
防滑性について見解を記載
- (図)床レベル、講じた措置を明示
- (マ)レジカウンターの寸法、配慮が必要な内容については
51ページ下段の図参照
- (記)整備基準に適合する改札口の設置数を記載
- (記)「公共交通機関の施設」の基準適用を受ける改札以外が対象で、映画館、劇場、体育施設等の改札が対象
- (記)基準は80cm以上であるが、通りやすいのは、90cm以上
- (図)有効幅員を明示
- (記)段差がなく、水平であること
防滑性について見解を記載
- (図)床レベル、講じた措置を明示
- (図)講じた措置を明示
- (Q)自火報、誘導等の両方の設置義務がある場合に基準適合を求めています 15-2参照
- (図)設置した装置と設置位置を明示
- (マ)必要な配慮は54ページ(1)、55ページの図を参照
- (記)避難階の主要な避難経路は段差を設けない
- (図)床レベル、講じた措置を明示
- (Q)15-1参照
- (記)有効幅員は車いすが通れる80cm以上が望ましい。
- (図)講じた措置を明示
- (記)整備基準に適合する案内板を記載
- (図)案内板の設置位置を明示
- (図)設置する案内板、講じた措置を明示
- (マ)案内板の位置、高さなどの例は57ページ参照
- (マ)文字は、大きく太い文字書体(ゴシック体)が望ましい
- 図色と地色の明度差、彩度差を大きくするとともに、色覚に特性のある人や白内障の人にも見えやすい色の組み合わせに配慮。56ページ参照
- (図)点字による表記や音声案内装置の設置など、講じた措置を明示
- (図)設置する案内板を明示
- (マ)表示の配慮事項については56ページニ参照

(記)適合表記載内容の注意点
(図)図面に明示が必要な事項
(マ)整備マニュアル参照ページ
(Q)質疑応答集の参照項

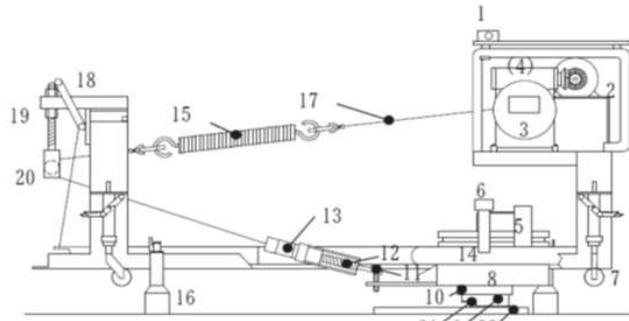
3. 9 床の滑り

- ・床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

(1) 履物着用の場合の滑り

① 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)を用いる。



- | | | |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1: メインスイッチ | 9: 鋼製すべり片台座 | 17: ワイヤ |
| 2: 定速モータ | 10: すべり片台座受け | 18: ガイドレール昇降器 |
| 3: 減速機 | 11: ユニバーサルジョイント | 19: 引張角度調整器 |
| 4: ワイヤ巻き取り器 | 12: 初期荷重調整器 | 20: 滑車 |
| 5: スタートスイッチ | 13: 荷重変換器 | 21: すべり片 |
| 6: ストップスイッチ | 14: ガイドレール | 22: 測定対象床 |
| 7: 移動用車輪 | 15: 引張荷重速度調整器 | |
| 8: 重錘 | 16: 固定脚 | |

JIS A 1454に準拠している滑り試験機の例

② 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値(案)

- ・(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)では、履物着用・素足・斜路及び、階段(踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■ 表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会*の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角： θ)	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

(2) 素足の場合の滑り(※ここでは大量の水や石鹼水などがかかる床を想定)

① 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法-第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗係数(C.S.R・B)を用いる。

② 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

3.9 床の滑り

留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点

- ・材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等）を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。
- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、床材料や防滑保護材を選択することが望ましい。

留意点：大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。

■ 表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会*の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し 大量の水や 石鹸水などが かかる床	浴室（大浴場）、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

（3）滑りの差

- ・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

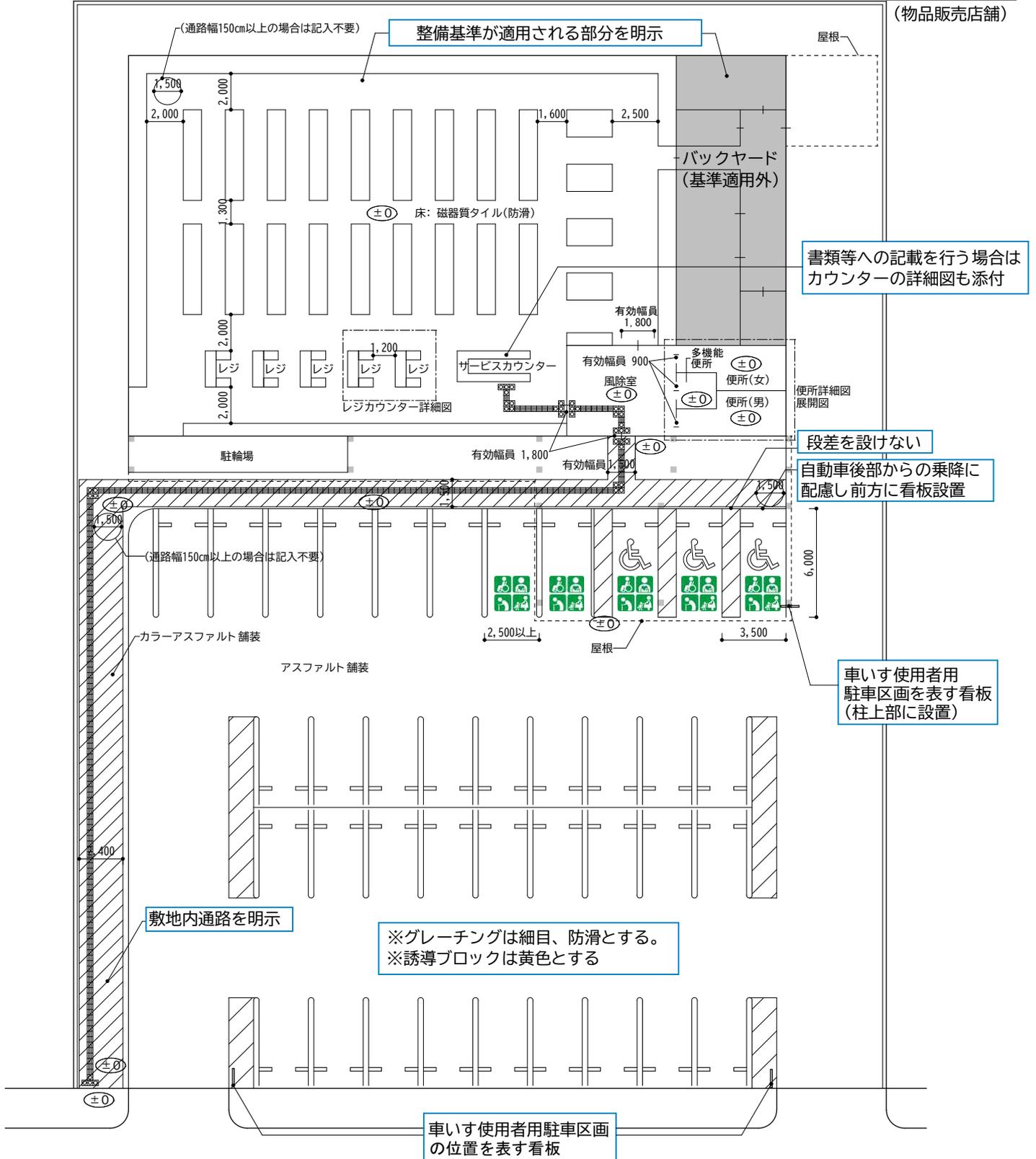
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリッパしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

記載例図

(物品販売店舗)



チェック項目

- 敷地内通路の位置、有効幅員を明示(配置図等)
- 整備基準対象範囲と対象外範囲を明示(平面図等)
- 誘導ブロックの色、位置を明示(配置図、平面図等)
- 床、路面のレベル、勾配を明示(配置図、平面図等)
- 床、路面の仕上げが分かる図面を添付(仕上表等)
- 建具の構造、有効幅員が分かる図面を添付(建具表等)
- 敷地内通路、廊下、回転スペースの有効寸法を明示(配置図、平面図等)
- 段、階段、傾斜路がある場合は、位置、寸法、色、手すり、点状ブロックが分かる図面を添付(平面詳細図等)
- 便所の適合状況が分かる図面を添付(平面図、展開図等)
- 屋根、底設置の場合は図面に明示(配置図等)
- 駐車場、EV、段差解消機、浴室、更衣室・シャワー室、客室、授乳場所、観覧席・客席、カウンター、改札口、避難設備、案内板等の適合状況の分かる図面を添付(整備基準が適用されるもの)
- 基準適用外の部分もユニバーサルデザインに努めてください

協議申請で適合であっても、図面に記載がないために現場施工に反映されず不適合となることがあります。これを防止するため、規則別表第3明示すべき事項にない内容も記載しています。